

アルコール検知器等導入促進助成金交付要綱

令和7年3月10日制定
公益社団法人 新潟県トラック協会

(目 的)

第1条 公益社団法人新潟県トラック協会（以下「県ト協」という。）は、飲酒運転撲滅のため点呼時等に体内アルコールの有無を確認できるアルコール検知器等（以下「検知器」という。）の普及を図るため、新たに検知器を導入する会員事業者（以下「会員」という。）に対して助成金を交付する。

(対象機器)

第2条 協会が認めた検知器で飲酒運転防止に効果のある卓上型機器で、専用プリンターとセットで導入したもののみ対象とする。

但し、IT・遠隔点呼機器、ロボット点呼機器等と連携して運用するために導入したものは除く。

(助成対象会員)

第3条 助成金の対象は、当該年度の4月1日以降において、新潟県内の認可営業所に新たに検知器を導入（レンタル品を除く）した会員に助成する。

(助成金の交付額)

第4条 前条の助成金の交付額は、卓上型機器1台当たり50,000円または購入価格（消費税を除く）の50パーセントのいずれか低い額（1,000未満の端数切り捨て）とする。

(助成対象数)

第5条 助成対象の第2条の機器は、会員が新潟県内で認可を受けた1営業所1基以内とする。

但し、1会員5基以内とする。

(助成金の請求)

第6条 助成の請求は、当該年度の4月1日から翌年1月31日までに購入し、支払いが完了した機器について、実績報告書（別添様式1）及び営業所別申請内訳書（別添様式2）に所定の事項を記載し、請求明細書（写）、領収書（写）等、協会が必要とする書類を添付して当該年度の2月10日までに協会に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

第7条 会員は、交付対象となった機器が1年を経過するまでの間は、譲渡、交換、廃棄、多用途への転用、貸付又は担保（以下「処分」という。）に供してはならない。
但し、あらかじめ協会の承認を得た場合はこの限りではない。

第8条 会員は、前条の処分期間内に会員資格を失ったとき、または助成を受けた営業所を廃止したときは、助成金を返還しなければならない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関する必要な事項は、協会が別に定める。

(附 則)

第1条 本要綱は、平成20年4月1日から適用する。

一部改正 平成22年5月17日

一部改正 令和7年3月10日

様式 1

令和 年 月 日

公益社団法人 新潟県トラック協会会長 殿

住 所
会 社
代 表
者

印

アルコール検知器等導入促進助成金実績報告書 (助成金交付請求書)

「アルコール検知器等導入促進助成金交付要綱」第 6 条に基づき、助成金の交付について、下記のとおり請求します。

記

1. 整理番号：

～

2. 助成申請内容：

別紙内訳書のとおり

3. 助成請求金額：

_____ 円

4. 添付書類

様式 2 (申請内訳書)
請求明細書 (写)
領収書 (写)

5. 振込先銀行口座

・銀行名：
・支店名：
・預金種別：
・口座番号：

☐銀行・☐信用金庫・☐信用組合
☐本店・☐支店
☐普通・☐当座

フリガナ：
・口座名義：

6. 申請担当者

・氏名：
・電話番号：

アルコール検知器営業所別申請内訳書

会 社 名

担当者氏名

整理 番号	装 置 型	支店・ 営業所	メーカ名	装置の機器名 型式	装着単価	助成申請額	設置年月日	備 考
	卓 上 型							
	卓 上 型							
	卓 上 型							
合計申請数 台					助成金申請額 円			

※ 助成申請額は、購入価格（税抜き）の 50%（千円未満端数切捨て）、上限 50,000 円